

【いなぎ日曜日、新規出店農家の募集について】

★ 毎月第2、第4日曜日にコーチャンフォー若葉台店で日曜市を開催し、新鮮な野菜、加工品等の販売を農家と商工会会員で行っています。新規出店のご検討をお願いいたします。

※出店料は不要です！

・詳しくは、経済課農政係(TEL:042-378-2111 内線673)までお問い合わせください。



【新規申込募集!】

★農業者年金

積立方式(確定拠出型)の公的年金です。貯金をする感覚で、貯蓄の一部を将来の為に積立てることができます。保険料は社会保険料控除に該当します。

○加入要件: 次の3つすべてに当てはまる方

- ・20歳以上60歳未満
- ・国民年金第1号被保険者
- ・年間60日以上農業従事

★全国農業新聞

全国農業会議が発行する、農業経営に役立つ情報が満載の新聞です。

- ・毎週金曜日発行(月4回)
- ・購読料700円/月(送料・税込)

お問い合わせは農業委員会事務局まで。(TEL:042-378-2111 内線675)



【農業委員会活動日誌】

- 12月11日(月) 第12回稲城市農業委員会総会
- 12月11日(月) いなぎ農業ふれあい塾修了式(第7期)
- 1月9日(火) 新年挨拶(JA本店、農業改良普及センター)
- 1月18日(木) 地区別検討会
- 1月12日(金) 第1回稲城市農業委員会総会
- 1月12日(金) いなぎ農業ふれあい塾開講式(第8期)
- 2月15日(木) 第65回農業委員会・農業者大会



稲城市農業だより No.147

完 熟

●発行 稲城市
農業委員会
産業文化スポーツ部 経済課

稲城市東長沼2111番地
電話(378)2111(内線675)

令和6年2月1日発行

2024年を迎えて

稲城市農業委員会会長 松本 一宏

新年明けましておめでとうございます。

農業者の皆様におかれましては、輝かしい新春を、お健やかに迎えのこととお慶び申し上げます。

また、日頃より農業委員会活動に対しまして、格別なるご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

農業委員会では、昨年7月に第25期稲城市農業委員会が新たにスタートいたしました。以来、農業委員会等に関する法律に基づき、積極的な活動を行ってきました。

昨年の情勢は、コロナ禍の収束による社会経済の正常化が期待されましたが、生産資材や燃料価格をはじめ、あらゆるものがコスト高となり一般はもちろんのこと、農業分野への影響も計り知れない状況が続いております。

さらに記録的な猛暑も長期に渡り続き、農業経営は一段と厳しい状況にありますが、農業委員会では今後も担い手への支援や都市農地の保全については重点課題とし、稲城農業の継続発展の推進を図ってまいりますので、ご協力をお願いいたします。

昨年の活動内容としましては、援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」の第7期が1月に開講し、1年間の座学実習を経て、12月に修了式を行いました。実習生は援農ボランティア登録者となり今年援農ボランティア活動を実施してまいります。

今後も稲城市の農業振興のため、努力していく所存でございますので、農業に関するご相談は、どうぞお気軽に地区の農業委員にお声かけください。

結びに、農業者の皆様にとって、本年も健康で素晴らしい年となることをお祈り申し上げます。年頭の挨拶とさせていただきます。



援農ボランティア養成講座「いなぎ農業ふれあい塾」について

◎第7期生修了式

1年間の「いなぎ農業ふれあい塾」受講を終え、12月11日に第7期生の修了式が行われました。塾長を務める高橋市長や、農業委員会塩野会長、農協から小林代表理事組合長より受講生へ援農ボランティアに向けての言葉をいただきました。

受講生の5名は、今後援農ボランティア登録者として活動いたします。



第7期生 修了式の様子

◎第8期生開講式

1月12日には「いなぎ農業ふれあい塾」の開講式が行われました。塾長の高橋市長や農業委員会塩野会長、農協から奥住代表理事副組合長より受講生へ激励の言葉をいただきました。

受講生（7名）は1年間の実習と座学を通じて援農ボランティアに向けて農業経験を積んでいきます。



第8期生 開講式の様子

【農地の適正管理をお願いします】

★生産緑地・相続税納税猶予適用農地の適正管理をお願いします。

稲城市内の農地の中には、耕作がされていないため、課税評価に変更が生じた農地もありますので、農地の適正管理に努めてください。

特に相続税納税猶予適用農地については、制度の適用が打ち切られた場合、相続税額の全部または一部を利子税とともに納付しなければなりません。「相続税納税猶予制度」は、都市農業を維持・発展させていくためにも大切な制度です。

また、農地の持つ多面的機能が期待されている中、地域住民からも注目されています。肥培管理を徹底すれば、おのずと稲城農業に対する地域住民の理解が更に深まるものと考えます。

ご協力ありがとうございました！

【世帯状況調査・東京都農作物生産状況調査】

「世帯状況調査」「東京都農作物生産状況調査」へのご協力ありがとうございました。これは農業施策にとって大変重要なものです。今後も皆様のご協力をお願いいたします。



援農ボランティア受入農家募集！

援農ボランティア事業「いなぎ農業ふれあい塾」の第8期が1月から始まりました。受講者は月2回の圃場実習と月1回の座学を受け、1年間かけて農業の知識や技術を習得します。また、3月から果樹部門の実習も開始予定となっております。受講者は塾の卒業後、受入先の農家とマッチング（作業内容・希望日時等の調整）を行い、農作業のボランティアを行います。市内農家の皆様には、ぜひ援農ボランティア紹介農家登録をお願いいたします。ご不明な点は経済課農政係までご連絡ください。

※すでにご登録をいただいている農家の皆様については、再提出は不要です。

【援農ボランティア活動のご紹介】

ボランティア活動内容（一部抜粋）

- ・野菜（レタス、ほうれん草、じゃがいも、トマト、ブロッコリー、大根等）
〔種まき、各種苗の植え付け、大根の間引き、除草作業、じゃがいもの植え付け、タケノコ堀り、苗への支柱設置、キュウリ・トマト等の誘引、各種作物の収穫、玉ねぎ荷造り等〕
- ・稲
〔鳥害防止ネット設置、稲刈り、掛け干し、脱穀作業、粃摺り等、圃場内除草作業〕
- ・果樹
〔梨の花粉交配、梨袋掛け、梨の袋むき、梨の摘果、梨の選別、梨の木の撤去作業、ぶどうの袋むき、ぶどうパック入れ作業、剪定枝片づけ、堆肥運び、梅の剪定・枝の片づけ、みかん・金柑収穫、キウイフルーツの摘蕾、除草作業、栗拾い等〕

受入希望の方は、JA 東京みなみ稲城支店指導経済課もしくは市役所経済課農政係・農業委員会事務局（TEL：042-378-2111 内線 673・675）へお気軽にお問い合わせください。

【農業のために行う野焼きについて】

法令により野焼きは禁止されておりますが、病虫害駆除のために野焼きを行うことはやむを得ないこととされております。野焼きを行う際には、近隣へあらかじめ周知する、苦情があった時には速やかに消火するなど、周囲への配慮が必要です。また、火災と紛らわしい煙が出る場合には消防署へ届出が必要です。消防署への届出は、野焼き行為を認めるものではありません。周囲の理解・協力なくして都市農業を発展させていくことは非常に難しくなっております。ご理解とご協力をお願いします。